

お問い合わせは、
子ども相談センター
☎484-2954へ



子ども虐待防止の オレンジリボン

料で相談をお受けします。相談に関する秘密は守られます。相談内容や家庭の状況に応じて、福祉サービスなどを案内し、保護者とお子さんが安心して暮らせるように一緒に考えていきます。

地域の人の気づきと相談が 親子を救います

保護者や子ども自身が苦しんでいても、周りに助けを求められずにいることがあります。困っている様子を見かけたら声を掛けるか、皆さんから子ども相談センターに連絡してください。また、「保護者の怒鳴り声や子どもの泣き声が続いている」「子どもの身なりがいつも汚れている」など少しでも心配に感じることがあれば、子ども相談センターや児童相談所に連絡ください。実際に心配な状況ではなかったとしても、連絡者は罰せられません。地域の人の気づきと相談が、親子への速やかな支援につながります。

子ども虐待の相談窓口

【虐待の通告・相談などは】

- 子ども相談センター☎484-2954
祝日・年末年始を除く月曜～金曜日午前8時30分～午後5時
- 千葉県中央児童相談所☎043-253-4101(祝日・年末年始を除く月曜から金曜日午前9時～午後5時)

【夜間・休日などの連絡は】

- 子ども・家庭110番☎043-252-1152(千葉県中央児童相談所内)24時間・365日受け付け
- 緊急を要する・暴力をとめる場合は【八千代警察署】☎110



誰もが幸せに生きるために 人権擁護委員へ気軽に相談を

12月4日(火)～10日(月)は人権週間。「人権」とは、誰もが生まれながらに持つ人間らしく生きる権利で、皆さんの思いやりの心で守られるものです。しかし、子どもへの虐待やパートナーからの暴力、性別・国籍・身体的理由による差別などさまざまな問題があります。私たちが幸せに暮らすためには、互いの違いを認め、誰もが安心して暮らせる社会を築くことが必要です。お問い合わせは健康福祉課☎483-1151(代表)へ。

国から委嘱された人権擁護委員が 相談を受けます

人権擁護委員は、市町村長の推薦を受けて法務大臣から委嘱され、全国の市町村に配置されています。市では現在10人の人権擁護委員が活動しています。

人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の人から人権相談を受け、問題解決をするために一緒に考えたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行ったりしています。

人権相談・啓発活動をしています

人権擁護委員は、いじめ・体罰の問題、暴行・虐待、差別、名誉棄損など、さまざまな相談を行っています。また、相談内容に応じて、法務局職員と調査・処理も行っています。

他にも、小学生を対象に、いじめなどについて考えてもらう人権教室や、花を育て命の大切さと思いやりの心を育む「人権の花運動」を行っています。

また、30年度は千葉ジェッツふなばしとスポーツを通して子どもたちと人権について考える「人権ワークショップ&人権スポーツ教室」も開催するなどさまざまな啓発を行っています。

誰でも気軽に相談してください

法務局船橋支局と八千代市役所で、人権擁護委員が無料の人権相談を行っています。

また、面談・電話では相談しにくい子どもたちのために、毎年「子どもの人権SOSミニレター」を小・中学校で配布し、本人の希望する方法で返信しています。「人権侵害を受けている」「人権に関わる悩みを相談したい」という

人は、一人で悩まず気軽に相談してください。相談内容の秘密は厳守されます。

■常設相談(電話相談も可) 千葉地方法務局船橋支局内相談室(船橋市海神町2 ☎431-3681) / 土日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

■特設相談 市役所1階 第3相談室 / 祝日を除く毎月第2木曜日午後1時～4時 / 人権擁護委員が相談をお受けします。6月と12月は日時、場所が変わります。詳しくは、1日号の広報やちよ6ページ「相談案内」をご覧ください。

■電話相談 みんなの人権110番☎0570-003-110 子どもの人権110番☎0120-007-110 女性の人権ホットライン☎0570-070-810

「悲しみを幸せに変えるために」 船橋人権擁護委員協議会副会長 林眞晟さん



12年前に障がい者施設で勤務していた経験を活かしたいという思いから人権擁護委員を始めました。人権擁護活動は相談と啓発の両輪でどちらが欠けても真っ直ぐに進めません。特に、次代を担う若い世代の人たちに“人権意識を培う”ための啓発活動は大切です。小・中学生向けの人権教室や講演では、児童・生徒からの目の輝きと、あたたかさと思いがあり、こちらが励まされる思いです。

人権擁護委員制度70周年を迎え、社会が複雑化し、新たな社会問題が生まれています。学校でのいじめ、自殺、わが子への虐待、職場などでのパワハラ・セクハラなどが後を絶ちません。すべての人々の普遍的なニーズである悲しみを幸せに変えていく使命を持って、幸せのランプを灯す一人として“楽しく潤いのある活動”を続けていきます。

総合計画審議会の市民委員を募集

まちづくりの指針となる総合計画について調査審議します。
▼応募資格 市内在住の成人で、年1～5回程度の平日昼間の会議に出席でき、本市の審議会などの委員を5つ以上兼ねていない人 ▼募集人数 3人 ▼報酬 会議1回につき7000円 ▼任期 31年1月27日から2年間 ▼応募方法 12月17日(月)必着で、氏名、住所などの必要事項を記入し、「八千代市のまちづくり」をテーマとした800字程度の作文を添えて、〒276-1850 市役所総合企画課へ持参、郵送または市ホームページ「市民委員の公募」から提出してください ▼選考方法 書類選考。結果は書面で通知します。応募書類は返却しません (総合企画課)

来年の成人式は1月13日(日)市民会館で 運営スタッフの募集もしています

式典のほか、新成人中心で企画する記念行事を行う予定です。
▼日時 31年1月13日(日)午後0時45分から(受け付けは正午から) ▼場所 市民会館 ▼対象 平成10年4月2日～11年4月1日生まれの人。11月以降に転入した人や、12月中旬になっても案内状が届かない人は、電話で青少年課☎(481)0306へ

■成人式の運営スタッフを募集 新成人や来賓の受け付け、場内整理などを行うボランティアを30人程度募集します。

▼対象 市内在住か通勤・在学の18歳以上の人 ▼申し込み住所、氏名、電話番号、ある人はメールアドレスを11月26日(月)までに電話かファックス、メールで青少年課☎(481)0306 ☎(486)4199 ✉seisyoi@city.yachiyo.chiba.jp。教育委員会庁舎内同課窓口でも受け付け

募集 英語で聴く講演会の参加者

市の外国語指導助手(A.L.T.)による講演会を開催します。テーマは「学校での美術教育(Art in Education)」。質疑応答のみ通訳あり。先着50人。託児室あり(要予約)。
▼日時 12月8日(土)午後2時～4時 ▼場所 市民会館第3会議室 ▼申し込み 12月3日(月)までに、はがき、ファックスかメールで、住所、氏名、年齢、電話番号を書き、八千代市国際交流協会〒276-10027村上団地2-9-1103多文化交流センター内☎(752)0593、✉ya2006@world.zaq.jp)へ ▼問い合わせ 同協会☎(752)0593、火曜・木曜日午前9時～午後4時 (総合企画課)

千葉県信用保証協会が創業スクールを開催

創業計画書の作成を目標に、創業スクールを開催。経験豊かな中小企業診断士がサポートします。無料個別相談会も実施。最終日には創業経験者の先輩社長からの講演もあります。創業